

港区桂坂保育室運営業務委託事業候補者選考に関する質問への回答書

質問番号	質疑事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	交通整備員について	別紙1 仕様書	3ページ 8行目	交通整備員は、園外活動時の見守り等を行う保育支援者（キッズガード）の業務内容とは異なる想定でしょうか。当該職種の資格要件はございますか。当該職員にかかる人件費は、事業者で独自に検討してよいでしょうか。貴区にて想定される費用はございますか。	仕様書項番8（1）ウに記載の交通整理員については、必須要件ではないため削除とします。なお、本公募において事業提案することを妨げるものではありません。 ※本回答の公表と同時に仕様書の修正版を公表します。 【参考】 交通整理員は、幅員が狭く交通量の多い路面に面している等により登降園時の誘導等の対応を想定した人員であり、厚生労働省の保育体制強化事業の拡充により示されているキッズガード（園外活動時の見守りを行う支援者）とは異なります。
2	合同保育等引継ぎの有無と職員配置等について			合同保育等の引き継ぎがあるのか。また、あった場合の職員配置等の縛りがあるのか。	合同保育等に関することも含め、4月1日からスムーズに保育室運営を継続できるよう、新旧運営事業者間で引継ぎを行っていただきます。引継ぎを受ける側についての配置基準はありませんが、引継ぎ等に関する業務については、期間、内容、費用負担等について区と事業者候補者で協議を行い、必要に応じて引継ぎ業務を委託します。
3	採用活動時期について			選定された場合、どのタイミングから保育名を出して採用活動をして良いか	採用活動については、選考委員会での選定後、港区業者選定委員会に推薦し、審議・了承を経た後からとなります。現時点では、令和5年11月21日（火）又は12月14日（木）の業者選定委員会での推薦・審議を予定しています。